

第 12 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成23年12月15日(木) 午前9時55分

場 所 津市香良洲公民館 2階研修室

出席部会委員 2 野田 久忠・3 太田 義政・5 赤塚 薫・6 青木 正司
7 伊藤 征一・9 奥山 正夫・11 後藤 勝・13 阪 芳一
7 牧野 礼吉・18 増地 和久・19 村治 隆史・23 清水 清
24 中林 長一・41 西口 正國・47 田中 千福

以上15名

欠席委員 4 眞弓 純一・14 清水 文兵衛

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・西田調整担当副参事・長谷川担当副主幹

総合支所 河芸：服部主査 美里：山川主幹 安濃：紀平主査
芸濃：後藤副主幹 香良洲：藤川担当主幹・東山主査

議事録署名者 11 後藤 勝・41 西口 正國

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について
(農業委員会承認・賃貸借権)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 特定農地貸付承認申請について(農業委員会承認)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>ただいまから第12回第1農地部会を開会させていただきます。今日の欠席は4番の眞弓委員、14番の清水文兵衛委員の2名でございます。出席は15名で本部会は成立をいたします。</p> <p>それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。11番 後藤委員、41番 西口委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず初めに会長の専決の報告事項に入ります。1号から6号まで、件数、合計面積につきまして事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>おはようございます。第12回農地部会議案書の1ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>今月は、件数としまして合計12件、面積として39,605㎡でございます。</p> <p>解約後は、再設定が7件、所有権移転が1件、転用が2件、自作に戻るのが2件でございます。</p> <p>4ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>これにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数といたしましては9件、面積として48,376㎡、内訳としましては、田が31,562㎡、畑が16,814㎡でございます。</p> <p>続きまして、8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>件数といたしましては4件、面積として2,385㎡、内訳としまして、田が1,602㎡、畑が783㎡でございます。</p> <p>内容としましては、共同住宅用地が1件、579㎡、貸駐車場用地が1件、204㎡、一般個人住宅用地が2件、1,602㎡でございます。</p> <p>続きまして、9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>件数といたしましては2件、面積として1,047㎡で畑でございます。</p> <p>内容としましては、分譲住宅用地が1件、581㎡、一般個人住宅用地が1件、466㎡でございます。</p> <p>続きまして、10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。</p> <p>件数といたしましては1件、面積として899㎡で畑でございます。</p> <p>内容としましては、歯科医院用地が1件、899㎡でございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸</p>

借)でございます。

件数といたしましては1件、面積として64㎡で田でございます。
内容としましては、一般個人住宅用地が1件、64㎡でございます。
以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、
よろしく願いをいたします。
それでは、次に、続きまして議案事項に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・
所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 12ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許
可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 椋本、受人 _____、経営面積 1,011㎡、渡人
_____, 申請地 芸濃町椋本大石 _____ 番、台帳地目・現況地目とも畑、
現況面積 239㎡でございます。

これにつきましては、渡人である _____ は、高齢化による労力不足のため、
申請地が自己所有地と隣接していることから、相手側の要望により、譲り受け
を希望する受人である _____ に譲渡ししようとするものでございます。

なお、下限面積の関係につきましては、本申請及び利用集積により満たして
いるものでございます。

番号2、地区 村主、受人 _____、経営面積 34,975㎡、渡人 _____
・ _____、申請地 安濃町連部古川 _____ 番、台帳地目・現況地目
とも田、現況面積 510㎡、外7筆。合計面積5,961㎡で田でございます。

これにつきましては、渡人である _____ ・ _____ は、後継者が不在のため、
近所であり営農拡大を希望する受人である _____ に譲り渡ししようとする
ものでございます。

番号3、地区 村主、受人 _____、経営面積 12,898㎡、渡人 _____
_____, 申請地 安濃町浄土寺ナカイ _____ 番、台帳地目・現況地目とも田、
現況面積 1,069㎡。外3筆、合計面積4,922㎡で、田が3,060
㎡、畑が1,932㎡でございます。

これにつきましては、渡人と受人は親子関係でございまして、渡人である _____
_____ は、受人である _____ に生前部分贈与をしようとするものでござい
ます。

以上、番号1から3までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可要件を満たしているものでございます。

以上、件数といたしましては3件、面積として11,192㎡、内訳といた
しまして、田が9,021㎡、畑が2,171㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご
意見を伺います。1番、椋本。

牧野委員 17番 牧野です。譲受人の _____ はもう定年になりまして、うちで耕作

をしているという状況でございます、別に何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 2番、村主。

清水委員 23番 清水です。2番、3番ともですね、現地確認、去る8日にしてまいりました。もう現在は、_____さんが耕作してみえまして、何ら問題はございません。3番は、事務局のご説明のとおり、生前部分贈与で問題ないと思いますので、よろしくご審議願ひます。

議 長 ありがとうございます。3番、お願ひします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可することに決定をいたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本塚田_____番、台帳地目 畑、現況地目 道路、現況面積 31㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を申請地に隣接する土地と一体利用し、建売分譲住宅用地として利用しようとするものでございますが、平成19年5月から道路用地として利用しており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 長野、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野向前田_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 248㎡、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、境内用地として譲り受けをしようとするものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として279㎡、内訳としまして田が248㎡、畑が31㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、棕本。

牧野委員 17番 牧野です。これは、進入道路に使われておる土地でございます、今度、建て売りの住宅用地として申請が上がっておりまして、そこへ一緒に引っつけて開発したいということで聞いております。この間も現地確認してきましたけども、別に何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 2番、長野。

村治委員 19番 ^{むらじ}村治です。この件につきましても、事務局の説明のとおり何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 一身田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一身田大古曾久保_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 199㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、次の番号2とも関連しますが、申請地をコンビニエンスストアの駐車場用地として利用しようとするものでございますが、4年前ごろから駐車場として既に利用されており、始末書の提出がされているところでございます。

番号2、地区 一身田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一身田大古曾久保_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 991㎡、外1筆、合計面積1,692㎡で田。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、先ほどの番号1と関連しますが、申請地にコンビニエンスストア195㎡の建築と、駐車場用地として利用しようとするものでございます。

番号3、地区 藤水、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 垂水南浦_____番、台帳地目・現況地目とも田、現況面積 605㎡のうち500㎡、外2筆、合計面積945㎡で、田が900㎡、畑が45㎡。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を津第5の1処理分区公共下水道工事その3に伴う資材置場用地等として、平成24年1月1日から平成24年3月31日まで一時転用しようとするものでございます。

番号4、地区 上野、借り人 _____、貸し人 _____・_____・_____、申請地 河芸町西千里池ノ下_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、現況面積 887㎡、外3筆、合計面積3,433㎡で田。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地に隣接する医療機関等の患者及び職員の駐車場用地として利用しようとするものでございますが、既に平成16年以降から残土等を置いており、始末書の提出がされているところでございます。

番号5、地区 安濃、借り人 _____、貸し人 _____・_____、申請地 安濃町曾根西川原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、現況面積 1 2 5 m²、外2筆、合計面積4 1 5 m²で畑。農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、申請地を社員用駐車場用地として利用しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては5件、面積として6, 6 8 4 m²、内訳としまして田が6, 2 2 4 m²、畑が4 6 0 m²でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番、一身田。

青木委員 6番 青木です。12月4日の日に、会長さん、副会長さん立ち会いのもと、現地確認させてもらいました。何ら問題ありませんので、よろしく願います。

議 長 1番、2番よろしいですか。3番、藤水。

奥山委員 9番 奥山です。この用地は、今までは道路工事で借りておったやつを、今度は借り手が変わって、下水道工事で使用するということになるということです。原田委員にも確認しましたが、何ら問題はないということです。よろしく願います。

議 長 4番、上野。

阪委員 13番 阪。これ先般、自分も事務局の方立ち会って、現場を確認したんですけど、特に問題ないと思うのでよろしく願います。

議 長 5番、安濃。

中林委員 24番 中林。事務局の説明どおり、_____の社員用の駐車場用地として借り受けるということ使用貸借の件でございますので、現地も確認いたしましたところ、問題点はございませんので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 黒田、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 河芸町三行住持 _____ 番、台帳地目 田・現況地目 畑、現況面積 332㎡、外1筆、合計面積 346㎡で、農地は第2種農地でございます。

これにつきましては、貸し人と借り人は親子関係でございます、申請地に農家住宅1棟80.31㎡を建築しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として346㎡で田でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。それでは、1番、黒田。

阪委員 13番 阪。先ほど事務局の説明がありました。親子の関係で、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会承認・賃貸借）。事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可の変更承認申請について（農業委員会承認・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 藤水、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 垂水南浦 _____ 番、地目 田、外2筆、合計面積 945㎡で、田が900㎡、畑が45㎡でございます。

これにつきましては、城山第14号線ほか10線の道路整備工事に伴う資材置場用地として、平成23年7月20日から平成23年11月30日までの間の一時転用について、平成23年7月19日に許可を行ったものでございますが、当該工事の残土処理等に時間がかかることから、一時転用期間を平成23年12月31日まで延長しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として945㎡、内訳といたしまして、田が900㎡、畑が45㎡でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。藤水。

奥山委員 9番 奥山です。これは、議案第3号の同じ土地で、1カ月延長ということですので、何ら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第5号議案については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第6号、非農地証明願。事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 一身田、願出者 _____、申請地 一身田大古曾前ケ谷 _____番、台帳地目 田・現況地目 山林、現況面積 1,983㎡でございます。

これにつきましては、昭和50年から山林化し、竹林等の繁茂により現在に至っておりますということから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。

番号2、地区 一身田、願出者 _____、申請地 一身田豊野てノ坪 _____番、台帳地目 畑・現況地目 山林、現況面積 168㎡でございます。

これにつきましては、昭和45年から竹林等が繁茂し、現在に至っておりますことから、今回、非農地証明願が提出されたものでございます。

以上、件数といたしましては2件、面積として2,151㎡で畑でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

青木委員 6番 青木です。この件は12月4日に、会長、副会長、事務局立ち会いのもと確認させていただき、もう竹が生えていて、別に問題ないと思います。2

議長 それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定いたします。

続きまして、議案第7号 特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）。事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第7号 特定農地貸付承認申請について（農業委員会承認）でございます。

番号1、地区 高野尾、対象農地 所在地 高野尾町寺谷 _____番、台帳地目 田・現況地目 畑、面積 585㎡、所有者 _____ 貸付主体・開設者 _____ 貸付区画数 16区画、1区画当たりの面積 約16.5㎡、1区画当たりの貸付料は24,000円でございます。

これにつきましては、特定農地貸付法によりまして、農業者以外の者が、野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることなどを目的として、市民農園を開設しようとするものでございます。

以上、件数といたしましては1件、面積として585㎡で畑でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長 1番、高野尾。

赤塚委員 5番 赤塚です。これは、案件が出るまでに、私の家へ_____さんが見えて、私のほうもちょっと近隣者の田や畑の人にあいさつに行くといってもらふことと、あと、この畑の上がお寺の駐車場になっておりますもので、その駐車場を使用しないということをお願いしました。また、地元の農振の委員さんに会議しましたけれども、支障ないということで、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第7号については証明することに決定いたします。
次に、別紙でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。表紙の1枚めくっていただきたいと思えます。

今月は、右下の合計欄に掲げてありますように、総合計で621,282㎡の集積がございました。内訳としましては、貸借関係のみでございます。それでは、地区別に一番下の合計欄でご説明をいたします。

津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて410,302㎡で、畑の賃貸借が22,539㎡で、件数的には208件でございます。所有権移転はございませんでした。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて27,350㎡で、件数的には13件でございます。所有権移転はございませんでした。

安濃地区につきましては、田の賃貸借が123,857㎡で、畑の賃貸借が1,779㎡で、件数的には31件でございます。所有権移転はございませんでした。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて6,287㎡で、畑の賃貸借と使用貸借を合わせて1,207㎡で、件数的には4件でございます。所有権移転はございませんでした。

美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借を合わせて27,960㎡

で、件数的には14件でございました。所有権移転はございませんでした。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で、田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて595,757㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて25,525㎡で、総合計が621,282㎡で、270件となっております。認定農業者への集積状況は104件で、398,654㎡となっており、先月に比べ面積で約60%、件数では約78%となっております。なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により農用地利用集積計画の適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第12回 第1農地部会を閉会します。

午後10時30分

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

平成23年12月15日

議長

出席委員

出席委員